## 環境省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

提案区分 管理 番号 区分	分 	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 制度の所管・関 係府省	団体名 その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
20 B 地方に対する規制緩和	16.環境・ 繁生	)提出及び入力フォームでの提出を可能とするこの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランス	届出事業者の利便性の向上、自治体事務の効率化及び業務のデジタルトランスフォーメーションに寄与する。また、届出者が届出書類を提出するための移動(来庁)に対する二酸化炭素排出削減効果も期待できる。	則第3条、振動規制法施行規則第3		谷市、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	○内容審査を伴わない法第十条(氏名等変更届出書、特定施設使用全廃届出書)や、法第十一条第三項(承継届出書)の電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただければ、届出者の負担軽減を行政が、動物の効率化に潰すると考える。○当市においても届出事業者の利便性の向上や事務の効率化等で電子データでの提出の必要性があると認識しているが、設置届等で添付資料が膨大であるものについては検討課題である。○当市は現時点において、騒音制制法・振動規制法の届出を電子的に受理する体制が確保できていない切況です。今後国が提案に沿った対応を行うことで、所属における電子的情報による届出の体制進行より、私文書の企業の必要が進行といるには、公書防止等生活環境の保全に関する条例の削減による脱炭素の推進にもつながります。なお、当市では、公書防止等生活環境の保全に関する条例の配音振動に保る許認可や届出の受理業務も行っており、法の届出同様の対応が求められているため、法律と同様に電子の情報による届出の体制を整備することで届出者の利便性、文書保存場所の削減及び脱炭素の効果が期待されます。	インで行うことができるよう検討を進めているところ。 オンライン化に当たっては、事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、担当者の事務負担ができる限り軽減されるように工夫していきたいと考えている。	具体的な検討の内容及びスケジュール等を教えていただきたい。で
140 B 地方に対 和 和	ガス排出削 策定における負担軽減と 国の施策に 減等実行計 して計画策定に必要とさ 義務計画で	準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、 よるところが大きい。 ある以上、今回(令和3年10月)のように、国の温		地球温暖化対策の推進に関する法律	城県、広島 市、愛媛 県、中国地 方知事会	た栃王瀬市豊取県徳賀市ち木子市、橋県、島市、宮は県市、静市、島川、館崎、新岡、島田、熊崎市、新岡、島田、熊崎市八清潟県鳥根市佐本県	〇当市では温室効果ガスの排出削減量について、国のマニュアルに沿って算出しているが、国や都道府県の統計値をもとに按分しており、当市で実施している施策等が正確に反映されていないのが現状である。また、算出方法も複雑かつ専門的であるため、担当職員も実績値の算出に苦慮している。ゆえに削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すことを求める。〇当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温度法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映するべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応	定都市等について策定義務が課せられていたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)において、これら以外の市町村においても策定について努力義務とする旨規定された。2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導へが、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う院の人材・知見が十分ではない場合もあることから、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」(以下「マニュアル」という。)においては、温室効果ガス排出量の推計や目標設定の方法等の解説を行うたともに、地方公共団体の区分ごとに取り組む、ことが考えられる施策について整理しているほか、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨しているとろ。また、マニュアルについては、地方公共団体における計画策定を下の都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事項等をまとめたマニュアルの簡易版を策定・公表しているとての都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事とまとかてコースル、ツール等による情報提供を行い、地方公共団体の計画策定を支援していく。また、地方公共団体実行計画を策定、改定しようとするときは、法令は、に協議会にて協議会にて協議しなければならないとされている。一方、協議会を組織することそのものは任意の規定であり、地域の実情に応じて設置の要否を判断することが可能である。	数の算定手法が例示されているが、精度を考慮した算定手法を選択するには、算定に用いる統計の特性(全数調査か、アンケートからの類推か、等)などを把握する必要があり、その選択・決定はマニュアルを見るだけでは困難である。削減量の算定にあたっては、自治体別に公表されている統計値を使用するとともに、シート上にどの統計数値のどの部分を採用すれば算定できるのかを明示していただきたい。自治体排出量カルテは、現状の把握はできるものの、今後自治体が対策を行うべき分野がどこなのか、業種別に細かい分析を行うことができず、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が反映されていない。結果、職員がこれらのマニュアル・ツール等によって計画を策定することは難しく、結局外部委託せざるを得ない。地方公共団体に策定義務を課す計画である以上、自治体別に削減目標値や実績値を容易に誰でも算出できるよう、改めて見直していただきたい。 (回答記入時点(7月29日時点)では、環境省ホームページにおいて簡易版マニュアルは準備中とされており、内容の確認ができていない。)

## 環境省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

						対応方針	針の措置(検討)状況		
各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
			また、届出等のオンライン化に関しては、現在、デジタル庁が中心となって政府共通基盤となるシステム(e-Gov)の整備・改修等を進めており、騒音振動の関係についても当該システムを活用する方向で検討を進めているところ。当該システムは令和6年度以降に実質的な運用を開始する予定と聞いている。システム改修の際に自治体や事業者の事務負担を減らせるように工夫することは重要であると考えており、御要望事項についてはデジタル庁と共に検討したい。※「環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年環境省令第七号)」及び「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を	(4)騒音規制法(昭43法98)及び振動規制法(昭51法64) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。 ・届出書の提出(騒音規制法施行規則3条及び振動規制法施行規則3条)については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に令和4年度中に通		令和5年3月1日	「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化について(通知)」(令和5年3月1日付け環境省水・大気環境局総務課長・水環境課長・水環境課局が大気環境課長・水環境課局が大気環境により、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に通知した。		
					2ポツ目検討中	令和6年度	政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の在り方を踏まえつつ検討中。	府共通の電子申請システム(e-Gov 子申請)の在り方を踏まえつつ検討 、令和6年度中に結論を得る。その結 に基づいて必要な措置を講ずる。	
	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定手続きについて、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うとともに、計画に記載すべき削減目標値の算出にあたっては負担を軽減するための措置を検討すること。加えて、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。	本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。地方公共団体から見直しを求める声が上がり続けるのは、制度的に見直しの必要性があるからではないか。制度的対応として、例えば、(1)市町村間又は都道府県・市町村間の協議による共同策定(2)都道府県による補完として計画策定事務や関連する実施事務の地方自治法上の事務委託又は代替執行により、市町村における負担が軽減されるのでないか。そのために、地方公共団体の意見を聞いて、共同策定や事務委託等に関する事	後、7月26日に環境省ウェブサイトにて公表した「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の簡易版についても、こうした検討を踏まえて改定を行う予定。また、地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県・市町村別の電力消費量等や、再生可能エネルギーによる発電実績のデータを来年度から地方公共団体へ提供できるよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進めている。さらに、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」により、地方公共団体への財政支援も実施しているところ。こうした取組を通じて、計画策定が地方公共団体の過度な負担とならないよう支援していく。  なお、地方公共団体実行計画の策定にあたっては、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして、おお、地方公共団体実行計画の策定にあたっては、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして、また地方自治法に基づく手続きを経て、地球温暖化対策に関する事務の委託や代替執行も可能である。	(11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。 ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要		令和5年3月31日	措置済み:「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル類」の公表について(令和5年3月31日)  ※上記において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定を行い、HPに公表した旨を周知。		
		務連絡や簡易なマニュアル等の整備を検討すべきではないか。 自治体排出量カルテについては、現状の把握はできるものの、今後 自治体が対策を行うべき分野がどこなのか、業種別に細かい分析を 行うことができず、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 が反映されていない。結果、職員がこれらのマニュアル・ツール等に よって計画を策定することは難しく、結局外部委託せざるを得ない状況にある。地方公共団体に策定義務を課す計画である以上、全ての 地方公共団体において削減目標値や実績値を容易に算出できるよう、地方公共団体の意見を踏まえながら過度な負担とならないよう、 マニュアルやツールを見直していただきたい。			2ポツ目通知等	令和5年度中	地方公共団体実行計画の策定に資するよう、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を地方公共団体に提供するべく、関係省庁と連携しつつ、準備を進めているところ。	記について、令和5年度中に提供す	
					3ポツ目通知等	令和5年度目途	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討を行っているところ。	記について、令和5年度を目途に結を得るとともに、その結果に基づいて要な措置を講ずる。	

提案区分 管理 番号 区分 分野	- 提案事項名 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 制度の所管・関 係府省 団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
144 B 地方に対 06 環境・	処理業許可   関する法律に定める産業   申請書類に   廃棄物処理業許可申請に		申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者、行政による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。	廃棄物の処理及び	島 地	青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、川崎市、川崎市、大崎田、、本市、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	とに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていたが	、登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体 芝対象に登記情報連携の光行運用を開始することとしており、また、 今和5年度までに、登記情報連携の列相拡大に伴う効果、影響等に 関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明 書の添付省略に関する主体のが認起の中で、御要望への対応について必求検討を行うことする。 住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及い同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴服会を可能とする書的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格等件の犯歴服会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。	影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるとのことで、よろしくお願いする。本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めてい
	でフリー では、出来して、 でフリー では、 でフリー では、 ででは、 ででは、 ででは、 でででする。 には、 でででする。 には、 でででする。 には、 でででする。 には、 でででする。 ででが、 ででが、 ででが、 でが、 でが、 でが、 でが、	大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。	つながる。	大気、		山市、ひたちないが、一部の施設の届出なか市、前令の届出が可の様式になれば、それらの 橋市、浜松 〇例えばA・B・C市に設置している施設に 市、豊橋市、 れるが、この場合A市からB・C市に届出に 世田市、滋 た、事業所においてもA・B・C市のどこに 業所が施設を設置しているのかの情報を 業所が施設を設置しているのかの情報を 米市、長崎 問題が懸念されるため各々の地方自治 見、熊本市、	出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法の防止ができる。 こついて、届出はA市にすれば、B・C市にも届出したことになると思わ 内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。 届出すればいいのかの判断基準がない。また、A市はB・C市にその を持っていないため、届出を受け取っていいのかわからない。それら	事 の P	げる。

						対応力	5針の措置(検討)状況	
各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		使民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。	住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。(ii)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能と		令和5年度	産業廃棄物処理業の許可などに関する 事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の 自主性及び自立性を高めるための改革 の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。	を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
				することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	( ii )前段 省令	令和5年度	検討中	(i)の法律による住民基本台帳法の 改正を踏まえ、関係規定の整備等、必 要な対応を行う。
					( ii )後段 検討中	令和5年度		既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等以外の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
					(iii) 検討中	令和6年度以降	を実施した。また、当該結果等を踏ま	効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。オンラインシステム化に当たっては、今回取り上げられている法律以外を含めた、公害関係法令を統括的に取り扱うものとし、申請者及び地方公共団体において費用負担が生じないものとすること。さらに、自治体の条例に基づき規制対象となる施設に関する類似の届出等手続きについても配慮されたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		そのうえで、①については、平成8年の環境省通知において一括の届出を可能としているが、御指摘のとおり、実際の届出において複数シートに同じような項目を記載して提出しなければならない印象を与えている場合がある。当該通知の本文及び別紙3を修正し、再度通知を発出する対応を検討したい。	(3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。 ・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保		令和5年3月1日	「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化について(通知)」(令和5年3月1日付け環境省水・大気環境局・水環境課長・水環境課長・水環境課長・水環境課長・水環境課長・水電出書及び承継届出書の様式のの共通化及び提出窓口の一元化について(東国・大気保全局水質管理課長、水質規制課長、水質規制課長、水質に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、地方公共団体に通知した。	
					2ポツ目検討中	令和7年度	政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の在り方を踏まえつつ検討 中。	政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

提案区分 管理 番号	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 制度の所管・関 係府省	団体名 その他(特記事項	頁) 追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
興 合等の設立 基づく2以上の都道府県 認可等に関 の区域にわたる事業協同 する事務の 組合等の設立の認可、短 都道府県へ 款変更の認可、報告の領 の権限移譲 収、検査等、法令等の違 反に対する処分等の事務 について、地方環境事務	に 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管に わたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、一般廃棄物処理事業、愛がん動物卸売事業の他、7 省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過合は各省庁に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うこ	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業等協同組合法権の組織に関する法律施行令第11条	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会、	山県、長崎がある等の支障が 県、宮崎県 担も大きく、一方で	が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益 生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負 当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状 景に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負 のと考えられる。	域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する	道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務 及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民 サービスの向上に繋がるものと考えられる。
する規制緩 衛生 対策実行計 及び気候変動適応計画ので気候 市町村に対する策定に関変動適応計 する規定の廃止および 画の市町村 国、都道府県レベルでのによる策定 計画策定の規定を充実で 義務の廃止 せ、市町村についてはそとが道府県 の計画をもとに当該自治計画の充実 体の実情に合わせて施会	気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の 気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定めら	のとれた施策の実施のために予算と人員を投入する ことができるようになり、住民への理解・啓発に資す る。	推進に関する法律	神戸市	王瀬市豊和賀市大児 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	で、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映でき広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。こと係る経費や事務の負担は当市も感じているところである。このため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負定結果は統計データから案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とは内外の情勢等が大きく左右するものとなる。 「策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値がとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。で、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できばめな取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。 、計画策定に際し、温室効果ガスの総量削減目標や再生可能エネルギーの導入目標設定の示すマニュアルが先行事例の簡単な紹介にとどまっており、明確な手法を示していないこので職員が対応することが困難であることから、委託に出して調査し、部会や審議会で有識者	2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・野連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入等を行うことが期待されている。このため地域の課題やニーズ等を最も把握している市町村についても計画策定を努力義務とする規定の維持は適当と考える。一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活度を最大のでは、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活度を表した。物素な内容の計画とすること等を推奨している。また、本計画は複数の市町村や都道府県との共同策定や政策的に関連の深い他の計画等との一体策定が可能である。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう取り組む。 【地域気候変動適応計画について】地理的に近接し気候条件が同様でも、地形や経済・社会状況によって気候変動影響や対策が異なる。例えば、米の生産が盛めを共変を対策が異なる。例えば、米の生産が盛める時間により、気温上昇による収量やお開発でも、地形や経済・社会状況によって気候変動影響や対策が異なる。例えば、米の生産が盛める時間により、海による、海による、海によるによる、河には、場合、地域気候変動適応計画(以下「地域計画」という。)に、地域、知度、や体制の不足等により市町村単独で地域計画の策定が、あることから、地域気候変動適応計画(以下「地域計画の策定が可いて、市町村の判断により市町村単独で地域計画の策定があることが、知見や体制の不足等により市町村単独で地域計画の策定が、知識な場合、複数の市町村や都道府県と共同して策定することが可能である。更に、地方公共団体の部間を対応が可能である。更に、地方公共団体の部間を対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地域計画等と一体のものとして策定することが可能である。更に、地方公共団体ので意見等を踏まえ、事務負担軽減を図ってまいりたい。	設定を行い、それに向けた施策を盛り込んだ自治体独自の内容の計画を策定し、その計画が必ずしも国のマニュアルに即していないものとなっていても、自治体独自の内容の計画を策定することにより、国の求める計画と同等であると認めていただきたい。また、例示の品種導入は都道府県の農業試験場、農業指導は都道府県職員の普及指導員が行っている。河川についても、被害額が多い(影響が多い)一級河川、二級河川は、国、都道府県管理であるため、この業務に関する内容を市町村計画に求めるのはハードルが高いと考える。

						対応ス	方針の措置(検討)状況	
各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。		ご指摘を踏まえて、中小企業等協同組合法を所管する関係省庁と連携し、事務・権限について都道府県に移譲する方向で前向きな検討を進めていきたい。	4【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令	検討中	「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)」に記載された左記の事務・権限については、都道府県に移譲する。	関係省庁と連携し、具体的な措置について検討を進め、実施時期が決まれば、それまでに政令改正を行う。
われるが、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)」には、「区域のエネルギー使用実態の偏り(例えば、第種や交通量、都市ガス普及率の偏り等)や 脱炭素化の進捗の偏り(省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況)が平均で	四実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。なお、市町村及び都道府県双方に更なる負担が生じることのないよう留意すること。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開すべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。	定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するように対応いただきたい。地方公共団体から見直しを求める声が上がり続けるのは、制度的見直しの必要性があるからではないか。制度的対応として、例えば(1)市町村間又は都道府県・市町村間の協議による共同策定(2)都道府県による補完として計画策定事務や関連する実施事務の地方自治法上の事務委託又は代替執行により、市町村における負担が軽減されるのでないか。そのために地方公共団体の意見を聞いて、共同策定や事務委託等に関する系連絡や簡易なマニュアル等の整備を検討すべきではないか。	意 計画の策定に当たっては、令和4年3月31日付け事務連絡で明確化した通り、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であるほか、市町村単独ではなく他の市町村や都道府県と共同して策定することも可能である。 両団体が協議で合意すれば、地方自治法に基づく手続きを経て、地球温暖化対策や気候変動適応に関する事務の委託や代替執行も可能である。具体的にこのような手続きを行いたい場合で、国の技術的助言が必要な場合は、環境省本省又は各地方環境事務所まで、相談いただきたい。 【地方公共団体実行計画について】 排出量の推計や削減目標の設定については、ご指摘のとおり、地域の自然的・社会的条件(産業構造、人口動態、自然環境等)に応じた、地方公共団体独自の推計を行い、それに基づく独自の施策の設定を妨げるものではない。 【地域気候変動適応計画について】 実行計画と同様、地域の状況により、優先すべき分野、事務の所定、都道府県レベルの目標設定の必要性等は様々に異なることから、ご提案のとおり、地域の実情を踏まえて計画を策定いただくこと	地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。 ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		令和5年3月31日	措置済み:「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル類」の公表について(令和5年3月31日)  ※上記において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定を行い、HPに公表した旨を周知。	
		村における事務負担の軽減にも資するよう、地方公共団体の設計を行っていただきたい。	意見を ことを予定しているが、基礎自治体の担当者等も加わっていたた 検討を進めており、小規模の市町村の事務負担の軽減に資する なものとすることを目指しているところ。		2ポツ目通知等	令和5年度中	地方公共団体実行計画の策定に資するよう、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を地方公共団体に提供するべく、関係省庁と連携しつつ、準備を進めているところ。	左記について、令和5年度中に提供する。
					3ポツ目通知等	令和5年度目途	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討を行っているところ。	左記について、令和5年度を目途に結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

		提案事項名 分野		具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
255   B する 和	地方に対 06. 規制緩 衛生	主 形成推進地域計画にお	金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記述 載事項の簡素化。	付 市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理 整備事業等のために循環型社会形成推進地域計画の策定が要 められている。 環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成・ル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定めいるため策定に多大な事務負担を要している。	岡で定 マニュア	す 令和3年12月16日 環境省 (令和4年度循環型 社会形成推進地域 計画の提出について」環整第1523号	神戸市		巻市か市市川模穂県田島市、ひ、さ清市市、豊市、原市、富た高い瀬、、静橋、高和谷ち崎た市相瑞岡市広松島なな。また、	〇作成マニュアル改訂により追加資料が必要となる場合が多く、策定に時間を要してしまう。近年、作成マニュアル改訂が11月、12月頃に行われており、取りまとめる県への提出期限間近で地域計画策定途中での改訂内容への対応が必要となるため、マニュアル改訂時期について検討をお願いしたい。〇地域計画については、当該マニュアルが細かく規定されているため、策定にあたっては、市町村の多大な事務負担となり、直営による策定作業が困難な状況にある。このため、外部に業務委託しているなどの現状があり、多大な事務負担のみならず、多大な費用負担も生じている。また、この地域計画の策定にあたって、上記のような現状であるため、市町村からの都道府県への問い合わせ等も非常に多く、都道府県の事務負担も生じている状況。本件に関しては、地域計画のみならず循環型社会形成推進交付金の交付要綱及び交付取扱要領及び交付金の各種マニュアルやQ&Aに関しても同様であり、循環型社会形成推進交付金事務の全般が	マニュアル」において記載事項が細かく定められているため当該計画策定に多大な事務負担を要している、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々ある、などの御意見をいただいたことを踏まえ、マニュアルの改訂(記載事項の簡素化の検討、他の計画に記載されている項目の取扱いの見直しなど)の可能性について検討していきたい。なお、マニュアルの見直しについては、地方公共団体の問題意識などを踏まえ、見直し項目や内容を整理することが必要と考えることから、令和4年度は、提案地方公共団体及び賛同地方公共団体から具体の意見内容を聴取、改正項目の整理を行うこととし、その結果を踏まえ、令和5年度以降、マニュアルの見直しを行うことの可能性	不提案を踏まえ、第1次回答のとおり検討を進めていただきたい。

々立ひとこのなりを見なさいようとうかままり	ルナナロ仕からの辛日	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	<b>发应体长之0</b> 英0妆园梦	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況				
各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見		各府省からの第2次回答		; (*	措置方法 検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	域計画について、必要最小限の内容とすること。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。	令和4年度については、アンケート調査などを以下のスケジュールで実施する予定。 ・10月中 提案団体及び追加共同団体を対象としたアンケート調査(他の計画記載事項との重複箇所や記載の簡素化要望箇所等)の実施・令和4年度末までアンケート調査結果の整理・集計後、必要があれば、提案団体及び追加共同団体へのヒアリングなども実施し、マニュアルの改正項目の整理	市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために 作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等 の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マ ニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載 内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その	通知等		令和5年8月末まで	「循環型社会形成推進地域計画の策定に関するアンケート調査について(依頼)」(令和4年10月26日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、内閣府地方分権改革推進室連名事務連絡)を発出し、提案自治体及び賛同自治体に対して、マニュアル改訂に関してのアンケート調査を実施した。また、マニュアルの改訂項目について整理を行った。	に、令和5年8月末までにマニュアルの